

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

志摩市監査委員



監 査 第 54 号  
令和8年 3月16日

志 摩 市 長 様  
志摩市議会議長様  
志摩市教育長様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 松 井 研 二

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項及び志摩市監査基準第3条第1項第3号の規定に基づき監査を実施したので、地方自治法199条第9項、志摩市監査基準第15条及び第16項の規定により、その結果を次のとおり報告する。



## 1. 監査等の種類

地方自治法第199条第7項及び志摩市監査基準第3条第1項第3号に基づく財政援助団体等監査として実施した。

## 2. 監査の対象

団 体：特定非営利活動法人志摩スポーツクラブ

所管部局：教育委員会 生涯学習スポーツ課

区 分：公の施設（志摩市志摩B&G海洋センター・志摩市志摩総合スポーツ公園）  
の指定管理者

## 3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第3号の規定に基づき、令和6年度の公の施設の管理に係る当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどを主眼として監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和6年度事業報告書及び決算書に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、必要な資料の提出を求め、出納関係帳簿の整備、記帳が適正に行われているか責任者及び担当者から聴取するとともに、協定書等の関係書類の監査を行った。

## 5. 監査の実施日

令和8年2月3日

## 6. 監査の結果

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、決算書、実績報告書、現金出納簿及び協定書等関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

利用者ニーズの変化に対応するため、修繕が困難な設備については、現状維持にとらわれず、新たな用途への転用策や活性化策について、現場の知見を生かした具体的な提案を引き続き市に行うこと。

【意 見】